

民事訴訟における信販会社の

与情報の取扱いとその開示について

——福岡高裁平成二十一年(ウ)二七三号、

平成二十一年一〇月二三日決定を中心に——

竹部 晴美

目次

はじめに

第一章 信販制度と過剰与信について——裁判例を通して

1 問題の所在

2 不当に過大な与信についての判例

(1) 呉服等の売買契約が過量販売として公序良俗に反するとされた事例——平成二〇年一月三〇日大阪地裁第二二民事部判決、平成一八年(ワ)第一六三三号損害賠償請求事件

(2) 呉服の過量販売及び信販会社の過剰与信と公序良俗違反についての事例——平成二〇年一月二九

民事訴訟における信販会社の与情報の取扱いとその開示について

九一

日高松高裁第四部判決、平成一九年(ネ)第一一〇号立替金、債務不存在確認等請求控訴事件

(3) 上記二つの裁判例からの考察

第二章 民事訴訟における与信情報の開示について

- 1 過剰与信をめぐる民事訴訟において文書提出命令が争われた事例——福岡高裁平成二二年(ラ)二七三号、平成二二年一〇月二三日決定——の考察

2 争われた文書の中身を吟味しないで排除する問題点

第三章 個人情報の開示とインカメラ手続きの役割

- 1 日本民事訴訟におけるインカメラ手続きの役割
 - 2 アメリカのデイスカバリ―手続きにおけるインカメラ手続きの役割
- おわりに

はじめに

今日、クレジットカードは誰でも一枚は必ず持っていると言ってよいほど、日々の生活に密着した物になっている。現金がその時になくても買い物ができ、購入したものを持って帰れるため、大変便利な代物といえる。しかし、クレジットカードを持つことができるということは同時に持ち主がクレジットカードを持つのに適した人物か、立替払いをするために信用してもよいのかどうかの個人情報が審査されているわけである。

クレジットカードを発行する信販会社(以下、信販会社とする。)の主な仕事は、営業・与信・顧客管理の三種から成り立っており、本稿で問題として取り上げるのは、この「与信」という個人審査情報の開示についてで

ある。信販会社による与信審査には、一定の指針があるわけではなく、信販会社ごとにその基準が異なるが、こういった情報は開示しないというのが業界の慣わしになっている。

近年、消費者に対するこの与信が過剰に行われ、クレジットカードによる多額の立替払い契約を取り交わした結果、返済に困窮する消費者が増加し、信販会社の与信審査が適正に行われたかどうかの問題が争われる事例が⁽¹⁾でている。また消費者もクレジットカードを作成した時点では、一定の収入があるなど適正な与信審査を受け、問題がなくなるとも、クレジットカードの有効期限内に経済状況が極端に変更した場合には、カードの限度額が安定収入を得ていた時の限度枠のままであれば、この限度枠は支払い能力との関係で適正でなくなることが起こる。

このような場合に備え、信販会社は、いわゆる「途中与信」を行なう。この途中与信は、クレジットカードの利用額の立替払い金の支払いが滞ってないかどうかを中心に調査し、カードの限度額や利用方法が適正か再度の調査をおこなうものである。

この途中与信を含め、与信情報は、信販会社が独自に収集し、評価する。しかし、与信情報は一切開示されないのが原則とされている。というのも、これは信販会社が独自に開発した査定プログラムであり、そのため、たとえ本人の申請による本人の与信情報であっても、その開示は全体的なシステムの開示につながると考えられている。いわゆる信販会社の営業上の秘密、つまり企業機密として位置づけられているためである。しかしながら、他人の与信情報を第三者が得るのはプライバシーの侵害になるだろうが、本人自身の与信情報を知ることがそうした問題は生じない。とくに信販会社が申込者の支払い能力を超えた、過剰な与信をおこなった結果、支払い能力を超えた買い物をして債務超過に陥ったり、個人破産するようなことになった場合、この与信審査（及びその

結果としての与信情報)の開示を求める本人に本人の情報を開示ができないというのであれば、信販会社の与信については——それ自体支払い能力を超えた貸付保証になっていたとしても——信販会社の法的責任を追及しえなくなる。

そこで本稿では、自らの与信情報等の開示を求めた原告に対して、与信情報は職務上知りえた情報を含む企業機密のため開示の必要性はないとした被告の主張が争われた裁判例を紹介し、その場合の与信情報開示の問題を民事訴訟法上の証拠開示の観点から検討したいと思う。⁽²⁾

また、本稿では、当該情報の開示拒否については開示を求められた側が企業機密と判断すれば開示しなくてよいのか。そもそもこの場合の企業機密とは何を指すか、さらに企業機密は広範にとらえられるべきか、限定的であるべきか。結局、当該与信情報が企業機密と言えるかどうかの判断をする民事訴訟法上の手続きはどのようなになっているのか。とくにこのような問題におけるインカメラ手続きの有効性はどうかという観点から、文書提出命令のあり方についても検討したい。

(1) 「割賦販売法の改正も視野 クレジット契約の悪用 問われる信販会社の責任 目立つ過剰与信 悪質商法を助長」二〇〇六年六月八日付東京新聞、「防げ クレジット被害／仙台弁護士会、二五日シンポジウム／「呉服次々販売」二〇〇七年八月二二日付河北新報、「多重債務…山口の障害女性、一一〇件七四〇〇万円分契約 高級呉服や宝石「次々販売」二〇〇七年七月二〇日付毎日新聞、「クレジットカード契約悪用商法 県、信販業界に適正審査を要請 高齢者の被害増」二〇〇六年二月二〇日付 東京読売新聞、参照。

(2) 近年、信販会社の割賦販売についてや与信に関する問題を取り上げた論考として以下のようなものが挙げられる。また二〇一一年日本私法学会のシンポジウムでは、「消費者契約法の一〇年」という報告がなされた。消費者契約法

施行一〇年ということ、この機会に信販会社とクレジットカード保有者の与信情報の問題に焦点が当てられた。とくに池本誠司「販売信用取引の現状と課題（特集 消費者契約をめぐる法の展望——消費者契約法施行一〇年に寄せて）」法律時報八三巻八号、三五—四〇頁（二〇一一年）、島川勝「特定商取引法・制賦販売法改正法の問題点——特にクレジットカード会社と販売店の責任について（取引法研究会レポート）」法律時報八〇巻一〇号、（二〇〇八年）、宮川不可止「個品割賦購入あつせん契約における信販会社と販売店の関係（取引法研究会レポート）」——民法・商法の代理法理適用による検討を中心に」法律時報七六巻一〇号、八三—八九頁（二〇〇四年）参照。

第一章 信販制度と過剰与信について——裁判例を通して

1 問題の所在

クレジットカード会社の主な仕事は、窓口営業業務、与信審査業務、顧客管理業務と総務経理業務などであるが、なかでも最も重要なものは、先にも述べたように「営業」、「顧客管理」、「与信」の三つである。「営業」や「顧客管理」は、一般的にも理解しやすく、クレジットカード商品を販売してその売り上げの管理を行い、販売代金の回収を行うということである。他方、「与信」は、クレジットカードなどの申込みの際に、信販会社から与えられる申込者に対する信用の供与のことである。したがって、与信審査の主な仕事は、クレジットカードの申し込み時に、申込者の収入や支払い能力に問題がないかを確認することであり、クレジットカードの申込書に書かれた記載内容と、申込者の過去の信用情報や勤務先、収入、資産などの情報を総合的にチェックし、クレジットカードを利用できるか否かの判断をすることである。つまり個人がクレジットカードの申込みをした場合に、信販会社はまず申込者の経済的能力や弁済能力を徹底的に審査し、申込者に対してクレジットカードが発行可能か、発行可能

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

だとして、利用限度額の上限をいくらにするのかなどの判断をすることになる。⁽¹⁾

信販会社では、クレジットカード会員の利用状況や支払い延滞状況等について自動的に通知する督促管理システムを導入しており、督促を行って、今後当該会員が延滞せずに支払い可能かどうか等の会員の金銭状況を把握した上で、今後の支払い方法について会員と信販会社間で折衝を行う。それによって入金履歴の管理や遅延債権の回収を行っている。この自動督促管理システムは「途中与信」という役割も兼ねている。つまり無事にクレジットカードが発行されたとしても、申込者はクレジットカードを申し込んだ時点以降にも、返済能力が異なっていないか、収入額や給与日が異なっていないか、月々の利用金額が安定しているか、支払いに対して遅延がないかなどの検討がなされ、常に信販会社から与信管理が行われている。このクレジットカード発行後に行われる中途での与信審査を途中与信と言い、途中与信の結果次第で、利用限度額などに差が設けられたりする。例えば、クレジットカード利用者に支払い遅延が生じた場合、信販会社は、当該会員の返済能力を把握し、返済日や返済額のチェックを行い、その遅延を起こした会員に改めて適合した返済計画を再調整することになる。これが真の意味での途中与信であり、単に遅延を督促するだけではない。

近年、この途中与信の重要性が浮き彫りになってきている。というのも、年金暮らしの高齢者や、若年者に対して、宝飾品や着物などの高額商品を繰り返し売りつけたりする、いわゆる「次々（つぎつぎ）販売」が社会問題化しているからである。悪質な業者が、クレジットカードを利用させることで、本人の支払い能力を超える過剰な販売を意図的に行い、結果として財産、とくに自宅などを失う生活崩壊型の被害が相次いでいる。⁽²⁾このような問題は「クレジットの過剰与信問題」として知られている。このような過剰与信の被害を減少させるべく、信販会社

は新規契約の与信に力をいれるのと同様に、過剰与信の被害を抑えるために、途中与信に時間と労力を割いている。

そこでつぎに、不当に過大な与信授与がおこなわれたことによって被害を蒙ったとする訴訟で、信販会社の民事上の責任が争われた裁判例を紹介し、過剰与信による法的問題について具体的に触れておきたい。

2 不当に過大な与信についての判例

過剰与信の問題は、基本的には、制限枠を超えた費消活動に伴う、消費者個人への債務弁済責任追及というかたちをとる。それに対して、クレジットカード保有者である消費者は、それはクレジットカード会社が支払不能になることを知りながら、あるいは知らないことについて重大な過失があつて、そのまま該消費者に与信をし続け、結果として支払い不能に追い込んだ責任があるとされる。このような事案は、とくに呉服や宝石といった高価な商品の過剰購入、あるいは次々販売に関して生じている。以下、裁判で争われた具体的な事例を見よう。

まず一つ目の事例は、原告が売買契約において支払い不能に陥ったのは、被告販売会社が過量販売を行ったためであり、この販売方法は公序良俗に違反するものであるとして、売買契約の無効と不法行為の訴えを起したものである。

二つ目の事例は、原告が当該売買契約において支払い不能となったのは、被告販売会社の過量販売に加えて、被告信販会社の過剰与信に原因があるとして、割賦販売法^③三八条を根拠として信販会社の与信契約は公序良俗に反するものだとし、不当利得返還請求権または不法行為による損害賠償請求権に基づき既払い金の返金等の請求

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

をおこなったものである。

(1) 呉服等の売買契約が過量販売として公序良俗に反するとされた事例——平成二〇年一月三〇日大阪地裁第 二二民事部判決、平成一八年(ワ)第一六三三号損害賠償請求事件

① 事案の概要

原告Xは昭和一六年生まれの主婦であり、平成一四年九月二八日から平成一七年一二月まで被告Y₁社にパートとして勤務した。入社当時Xは五〇歳代後半という年齢であった。被告Y₁社は呉服販売等の会社であり、その他の被告Y₂社、Y₃社、Y₄社、Y₅社、Y₆社はそれぞれ信販会社である。これらの信販会社は、XがY₁社からの着物等の購入について立替払契約を締結した。

XはY₁社に入社後、Y₁者との間で、社員購入という形式をとって、訪問着、喪服、帯、バッグ、貴金属等、全部で二七点の売買契約を締結した。その代金の支払いについては、Y₂社からY₆社と立替払契約を締結した。

これらの契約のうち八点は、Xの売上ノルマの達成のために契約を締結したもので、その立替金債務をXが支払っていた。商品の引渡しがない契約が一点あり、購入したが使用していない商品もあった。また、四点がY₁社が主催する展示販売会で使用するために必要な商品の購入契約であった。というのも、Y₁社は、年四回の展示販売会のうち二回の大形展示会では、社員に着物の着用を義務付けていたからである。着物を所持していない場合には、Y₁社のグループ会社から購入することが当然であるとの雰囲気形成していた。

Xは、給与として月額一二万二九〇円〜二五万七七九〇円を受け取り、年間では平成一五年が二一三万三五

三〇円、平成一六年が一八七万五八五〇円、平成一七年が一八一万三六三〇円の手取り給与をY₁社から得ていた。その一方で、平成一六年六月三日の契約で残債務額が三〇〇万円を超え、月額の支払いも八万一二〇〇円に達していた。その後、支払額は月額二〇万円をはるかに超えていた。その結果、Xは、平成一七年一二月頃からクレジットの返済に窮するようになり、その上、自律神経失調症を患い、平成一八年九月には大阪府立精神医療センターで受診している。

全国の消費生活センターには、平成七年から平成一八年ごろまでの間にY₁社のグループに関する売買関係についての相談が一八五件も寄せられおり、その中には本件と類似する従業員が購入を強制されたとする被害事例も含まれていた。

Xは、これらの売買契約が、使用者としての優越的な地位を利用するとともに、ノルマの達成を強要し、制服として着物の着用を義務付けて、従業員がY₁社から商品を購入することが当然であるという職場環境を作出してなされたものであり、契約件数が二七点、支払総額一三六万一六四四円に及ぶなど、生活を破綻させるほどの不相当に過大な量の商品の購入を強要したものであるとして、これらの商品の売買契約は、公序良俗に反し無効あるいは不法行為に該当すると主張した。また、Y₂社からY₆社の信販会社に対しては、抗弁権の対抗による債務不存在の確認と不法行為に基づく既払金相当額の損害の賠償を求めた。

②判決要旨

本判決では、Xと売買契約を締結したY₁社に対する売買契約の効力と不法行為の成否についてとY₂社からY₆社

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

の信販会社に対する抗弁権対抗の可否についての判断がなされた。

ア Y₁社との売買契約の効力と不法行為の成否についての判断

「本件各売買とこれに伴う立替払契約に基づく立替金債務が極めて過大であり、原告の資力等に照らして到底支払不能であったこと、そのような事態を引き起こした原因が被告Y₁社の営業方針にあった上、同被告も原告の上記実情を十分認識して、売上目標の達成を徹底して求めていたという事情を総合すると、本件売買に至らせた被告Y₁社の行為は、売上向上や売上目標の達成のために、原告の従順な人柄を利用し、原告に対し、自社商品を購入することを事実上強要したものである」という結果、同被告は、従業員である原告の過大な債務負担のもとで会社としての利益を得たといえることができる。そうすると、同被告の上記行為は、原告が負う上記債務の程度によっては社会的相当性を著しく逸脱したものとみなすべきである。

そこで、さらに判断すると、平成一六年六月三日の本件売買契約一七及び本件立替払契約一七を締結するまでに、すでに残債務額が二九三万四四〇〇円あり、上記各契約の締結により立替払契約の残債務額が三〇〇万円を超え、各月の返済額も八万円を超え（八万四二〇〇円ないし八万二一〇〇円）、向こう一年以上にわたって各月の返済額が月平均の給与の半分を超える状態に至ることとなったのであり、その後の本件売買によって、さらにその状況は著しく悪化し、残債務も平成一六年の原告の年収額の一・五倍を超えるようになっていた。そうすると、本件売買契約一七の締結以降において締結した本件売買契約、すなわち、本件売買契約三ないし六、八ないし一八、二一、二三及びDは、原告の支払能力を超えるのであっていずれも公序良俗に反して無効であるといえるべきである。」とした。そして「被告Y₁社において、原告が経済的に逼迫した状態に陥ることを十分認識し、かつ、

原告の従順な人柄を把握した上で、売上のノルマを課したり制服として着物の着用を義務付けたことの、いわば当然の成り行きなしいし結果であるといえることができる。したがって、本件売買契約一七以降の本件各売買を締結させた被告Y₁社の行為は不法行為に当たると結論した。

イ 被告信販会社（Y₂社、Y₆社）の責任と抗弁権対抗の可否についての判断

「被告信販会社は、信義則に基づいて加盟店管理義務を負うものでもなく、原告の上記主張は立法論の域を出ないものといわざるを得ない。」としながらも、「もっとも、被告信販会社が被告Y₁社が不適切な販売方法を取っていることを知って与信を行っていた場合には、被告Y₁社の不法行為を助長したものととして、個別に不法行為を構成する場合があります。」とした。そして本件では、「被告Y₁社が原告に対し公序良俗に反する販売をしていたことを被告信販会社が認識していたと認めることはできないから、被告信販会社に不法行為責任は認められない。」と被告信販会社の不法行為責任を斥けた。

つぎに、「従業員に対して行う割賦販売を抗弁権の接続の規定の適用除外とした趣旨は、事業者の内部自治を尊重するところにあると解せられる。しかしながら、本件では、被告Y₁社が、従業員である原告に対し、原告の支払能力を超えることを知りながら売買を繰り返させていたところ、それが従業員に対する販売目標達成の徹底を強く求めるといった同被告の営業方針ないし労働環境に起因していたのであるから、このような場合において、一般顧客と従業員とを区別して事業者の内部自治を尊重すべき理由は全くない。」とし、「したがって、原告は、同法三〇条の四に基づき、被告信販会社に対して、本件売買契約三ないし六、八ないし一八が公序良俗に反して無効であることをもって、被告信販会社の履行請求を拒むことができるというべきである。」とした。

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

③若干の分析

本件は、従業員に対して呉服等が立替払い契約を利用して、過量に販売された事案についての最初の判決であり、その後にも事実関係の類似した事案が、大阪地裁で平成二〇年四月二三日に判決され、判時二〇一九号三九頁に掲載されている。⁽⁴⁾この事案は、本件とは異なり、信販会社のうち一社に対し、被告販売会社の公序良俗に反する販売実態について知っていたとして、販売会社とともに信販会社にも共同不法行為責任があるとして、既払い金相当額の損害賠償責任を認めたものである。

さて、本件の争点は、主に、Y₁社（呉服等販売会社）との売買契約について、その販売方法が公序良俗違反にあたるかどうかという点にある。本件では、原告が次々と呉服などを購入した経緯が重要な問題として取り扱われている。この点、裁判所は、Y₁社の社内慣行について触れ、過量販売を引き起こしたのは、Xが物欲を満たすという自らの欲望の充足のために行ったものではなく、Y₁社で働く上で、強制されていたであろうことを認定し、このように購入せざるを得ない状況に追い込んだのはY₁社の責任であるとの判断をした。

本件は、雇用者と被雇用者という、いわば上下関係のある特別な関係に基づいて行われた売買契約であることに注目すべきである。売買契約そのものの契約内容に問題があるというよりは、むしろ特別な関係に基いて締結した契約であったとする点から公序良俗違反が認められたものと解することができ、消費者保護の観点から新たな可能性を広げたという点で評価できよう。⁽⁵⁾

(2) 呉服の過量販売及び信販会社の過剰与信と公序良俗違反についての事例——平成二〇年一月二九日高松高裁第四部判決、平成一九年(ネ)第一一〇号立替金、債務不存在確認等請求控訴事件

① 事案の概要

昭和一七年生まれの主婦Aは、平成一二年八月から一年五か月の間に呉服販売会社Bを含む一二の販売店から合計一二三回にわたり代金五九七八万七二八円に達する着物やアクセサリー等の売買契約を締結した。このうち、B社との取引は六三回、代金二七四万八二三円であり、そのうちの二〇点、代金合計二〇五一万一五八二円についてはY₁との間で立替払契約が締結された。B社との売買契約は契約締結後に解約されたものも含めると、七一点で合計代金は三六〇〇万円を超えた。なかには一点当たりの代金額が一〇〇万円を超えるものも一点含まれており、Aが購入した着物等の大半のものは使われず自宅に保管されていた。Aは自己名義の不動産として自宅土地および建物を有していたもの、本件取引当時は障害者年金以外に収入はなかった。

なお、Aは平成一二年夏以降、持病が悪化し、日常生活においても支障をきたすようになっていた。とくに、平成一三年七月以降は病状の悪化に伴い、その費消活動は異常なものとなっていた。

平成一四年四月になり、Y₁は立替金残債権を請求債権としてAの不動産の仮差押えをしたのちに立替金残金の支払いを求める訴えを提起し(Aは平成一五年四月一九日に死亡し、夫であるX₁および子であるX₂が相続し、訴訟承継した)、これに対し、X₁らは、本件売買契約および立替払契約は不成立ないし無効であるとして債務不存在確認を求めるとともに、Y₁およびBから営業譲渡を受けたY₂に対し、本件売買契約および立替払契約に基づいてAから代金等名目に金員を受領した行為は取引的不法行為に当たるとして不当利得返還請求権または不法

行為による損害賠償請求権に基づき既払金相当額の支払いを求め、さらには、 Y_1 によるAに対する訴訟提起および所有不動産への仮差押えは違法であるとして、慰謝料および弁護士費用の賠償を求めた。

原審は、 Y_1 の請求を一部認容し、 X_1 らの請求のうち Y_2 に対する請求の一部を認容したものの、 Y_1 に対する請求はすべて棄却した。そこで X_1 らが控訴したものである。

② 判決要旨

「本件取引に係る商品の多くは高額な着物等であるところ、顧客の年齢や職業、収入や資産状況、これらからうかがわれる顧客の生活状況及び顧客とのこれまでの取引状況並びにこれらから看取される顧客の取引についての知識経験や取引対象商品の必要等の諸事情にかんがみて、このような高額の商品を販売する販売店においては顧客に対する不当な過量販売その他適合性の原則から著しく逸脱した取引をしてはならず、これと提携するクレジット会社においても、これに応じて不当に過大な与信をしてならない信義則上の義務を負っていると解すべきである。」として、「不当な過量取引であるかどうかについては、個別具体的に判断されるべきものであるところ、その不調性が著しい場合には、販売契約及びこれに関連するクレジット契約が公序良俗に反し無効とされる場合もあるというべきである。」とした。その上で、前記のような取引状況、Aの資産状況や費消活動の異常性の原因、販売担当者の異常性認識可能性などの諸事情にかんがみれば、「B社との関係では平成一二年一月以降の取引につき、 Y_1 との関係では平成一三年一月以降の取引につき、いずれも過量販売ないし過剰与信の該当者として、Aに対する販売ないし与信取引を差し控えるべき信義則上の義務があったというべきであり、この時期以降

の取引は公序良俗違反として無効となるとともに、これらの取引に係るB社およびY₁の行為は不法行為法上も違法となると解するのが相当である。」と判旨した。

③若干の分析

本件は、販売契約の成立ないし有効性と与信契約の有効性、さらには与信業者に対する既払い金の返還請求の可否について争われた。本来、呉服等の販売そのものは、購入者が自己の自由意思に基づき契約しているものであって、通常何ら問題が生じる販売方法ではない。しかし取引の内容が不公正であったり不当な場合には公序良俗違反となることもあるであろう。

本判決では、過量販売になるかどうかという点について、取引の金額や回数等の客観的な問題からAの費消活動の異常性に関する販売業者の認識可能性までを幅広く考慮し、その上で、平成一二年一月以降の取引については、公序良俗違反になると判断した。また与信契約の有効性について、これまでの判決では「動機の不法」を理由として判断していたのであるが、本判決では、購入者の支払い能力を超える過剰与信の防止について規定されている割賦販売法三八条に基づき、本件被告Y₁が義務を怠ったとして、本件与信契約を無効とした。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

(3) 上記二つの裁判例からの考察

まず上記(2)で扱った事例は、上記(1)の事例とは異なり、販売ノルマや営業方針など優越的地位の利用に基づく売買契約ではない。たしかに、公序良俗に反する法律行為が無効となるのは周知のことではあるが、こ

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

の点につき、契約自由の原則とどう折り合いをつけるべきか、まだ検討の余地がある。

また(2)の事例では、与信契約の有効性を争う点で、割賦販売法三八条を根拠としているが、あくまでも本規定は訓示規定でしかなく、法的拘束力をもつものと言えない点にも注意すべきである。⁽⁸⁾ 訓示規定を根拠に、信義則に反するとして公序良俗違反を認めたのでは、あまりに消費者を過保護に扱うことになりかねないという批判もある。⁽⁹⁾ したがって、この点では、本判決も従来通り「動機の不法」を根拠にすべきと考えられる。⁽¹⁰⁾

(2)の事例では、Aが死亡したのち訴訟承継され、Aの夫である X_1 、子どもの X_2 が原告となっているのであるから、Aがこのような売買契約を行っている間も X_1 、 X_2 は存在していたわけである。判決では、信販会社がAの病状や異常性に気づいた可能性を肯定しているが、むしろ X_1 や X_2 の方が信販会社より早い段階でAの判断能力の低下について、成年後見制度の申立て等法的措置をとることは現実的に可能だったのではないか。⁽¹¹⁾

さいごに、(2)の事例を考えるにあたり、信販会社に対し、厳しい判断が下された印象がある。信販会社 Y_1 は、AとBの売買契約についての立替払いをし、 Y_1 への返還が滞ったため、支払い請求や家屋の仮処分をした。

(2)の判決で求められるような高度な判断を信販会社に求めるとすれば、他方で信販会社の営業範囲が極めて制限されるという問題が生じるであろう。

(1) 独立行政法人国民生活センター「クレジット会社の与信問題——個品割賦購入あっせん契約における過剰与信等について——」五頁(二〇〇五年)。

(2) 前掲、同一頁。

(3) 割賦販売法第三八条「割賦販売業者及びローン提携販売業者は、共同して設立した信用情報機関(信用情報の収

集並びに割賦販売業者及びローン提携販売業者に対する信用情報の提供を業とする者をいう。以下同じ。)を利用すること等により得た正確な信用情報に基づき、それにより利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が支払うこととなる賦払金等が当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力を超えると認められる割賦販売又はローン提携販売を行わないよう努めなければならない。」

(4) 坂東俊矢「呉服等の売買契約が過料販売として公序良俗に反する場合と抗弁権の対抗——平成二〇年一月三〇日大阪地裁第二二民事部判決、平成一八年(ワ)第一六三三号損害賠償請求事件、一部認容・一部棄却(控訴後、和解)、判時二〇一一年九四頁——」金融商事法務一三三六号、一六四頁(二〇一〇年)。

(5) 城内明「既払金返還の前提として信販会社が負う個別あっせん(個別信用購入あっせん)取引上の法的義務——裁判例の到達点と割賦販売法改正後の展望——」国民生活研究四八巻一、三三頁(二〇〇八年)。

(6) 芦野訓和「呉服の過量販売及び信販会社の過剰与信と公序良俗違反——平成二〇年一月二九日高松高裁第四部判決、平成一九年(ネ)第一一〇号立替金、債務不存在確認等請求控訴事件、原判決変更(確定)、判時二〇一二年七九頁——」金融商事判例一三三六号、一五七頁(二〇一〇年)。

(7) 前掲注(3)参照。

(8) 判例時報二〇一二年、七九頁(二〇〇八年)。

(9) 前掲注(6)、一六五頁。

(10) 都筑光雄「複合契約と公序良俗(下)」国民生活研究四七巻三、一八頁(二〇〇七年)。

(11) 織田博子「公序良俗と不法行為」椿寿人Ⅱ伊藤進編『公序良俗違反の研究』二九三頁(日本評論社、一九九五年)。

第二章 民事訴訟における与信情報の開示について

前章では、信販会社と与信審査のあり方が過剰与信を招き、そのことにより原告に損害を生じる事態について

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

公序良俗違反として争われた事例とそれに対する裁判所の判断についてみてきた。本章では、そのような過剰と信が問題になった事例において紛争解決を民事訴訟において求めるに当たり、信販会社がおこなった与信にまつわる情報（とくに原告の情報）の開示をめぐる問題について、開示の可否または開示の手段と方法について考察していきたい。

1 過剰と信をめぐる民事訴訟において文書提出命令が争われた事例——福岡高裁平成二二年（ラ）二七三号、平成二二年一〇月二三日決定——の考察

(1) 事件の概要

本件は、相手方（X）が、呉服等を七回にわたり原告人株式会社丙川（Y₂）からを買受け、そのうち五回は原告人株式会社乙山（Y₁）との間で立替払契約を締結した。しかしXは、これらの契約は、Y₂がXに対し不当な販売方法を用いたとし、Y₁においては、Y₂の不当な販売方法を知りながら、又はそれを何ら調査することなく、過剰と信したことにより締結されたと主張し、Y₁ Y₂に対し、共同不法行為等で損害賠償を求め、また上記立替払契約については、Xの意思能力の欠如もしくは公序良俗違反により無効であり又は消費者契約法四条に基づき取り消されたなどと主張した。XはY₁に対し、上記立替払契約に基づく債務不存在の確認を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、既払金の返還等を求めた事案において、Xが、Y₁の加盟店管理義務違反行為及び過剰と信防止義務違反行為等の立証のために必要があるとして、Y₁が所持する原決定別紙文書目録記載一（1）から（5）までの文書について、また、Y₂がXに売却した商品の仕入価格が販売価格に比して極めて少額であること

等の立証のために必要があるとして、 Y_2 が所持する同目録記載二(1)から(3)までの文書について、それぞれ文書提出命令を申し立てた事案である。

原審は、 Y_1 に対する申立てについて、 Y_1 の所持する文書一(以下、「 Y_1 文書」とする。)(1)の存在を認めるに足る証拠がないとして申立てを却下したが、 Y_1 文書(2)から(4)までは民訴法二二〇条四号二所定の文書に該当するという Y_1 の主張を斥け、 Y_1 文書(2)から(5)までの X の申立てを認容し、それらの提出を命じた。 Y_2 に関する申立てについては、 Y_2 の所持する文書二(以下、「 Y_2 文書」とする。)(1)及び(2)については、その存在を認めるに足る証拠がないとして申立てを却下したが、 Y_2 文書(3)は同条同号二所定の文書に該当するという Y_2 の主張を斥け、その提出を命じた。本決定は、原審決定に対する Y らによる抗告についての決定である。

(2) 決定要旨

Y_1 に対する関係においては、 Y_1 文書(3)のうち、「与信判定結果票」「自動与信システム」と題する書面については、いずれも四号ハの除外文書に該当するとして、同部分の原決定を取り消して、 Y_1 文書(3)のその他の文書と、 Y_1 文書(2)、(4)及び(5)については原決定同様に四号ニの文書に該当しないとし、その上四号ハの除外文書にも該当しないとして、この部分の原決定を是認した。

また Y_2 に対する関係においては、 Y_2 文書(3)について証拠調べの必要性がないとする Y_2 の主張は理由がないとして、また原決定と同様に四号ニには該当しないとして、原決定を是認したものである。

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

本決定において、Y₁文書(2)〔1〕、〔2〕、〔4〕、(3)、(4)についてY₁は、これらの文書は民訴法二二〇条四号ハに該当し、その提出の必要性はないと主張したので、裁判所は、同法同条四号ハ(一九七条一項三号)所定の「職業の秘密」の解釈について以下のように述べた。

まず「民訴法一九七条一項三号所定の『職業の秘密』とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう(最高裁平成一二年三月一〇日第一小法廷決定・民集五四卷三号一〇七三頁参照)。また、文書提出命令の対象文書に職業の秘密に当たる情報が記載されていても、所持者が民訴法二二〇条四号ハ、一九七条一項三号に基づき文書の提出を拒絶することができるのは、対象文書に記載された職業の秘密が保護に値する秘密に当たる場合に限られ、当該情報が保護に値する秘密であるかどうかは、その情報の内容、性質、その情報が開示されることにより所持者に与える不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、当該民事事件の証拠として当該文書を必要とする程度等の諸事情を比較衡量して決すべきものである(最高裁平成一八年一〇月三日第三小法廷決定・民集六〇卷八号二六四七頁、最高裁平成二〇年一月二五日第三小法廷決定・民集六二卷一〇号二五〇七頁参照)。」と解釈し、この考え方に従って当該上記文書がこれに該当するかどうかにつき裁判所は検討した。

その結果、「抗告人乙山社は、情報が開示されることにより所持者に与える不利益の内容、程度等と本件の基本事件の証拠として当該文書を必要とする程度等の比較衡量について主張するが、上記のとおり、比較衡量は当該文書に職業の秘密が記載されていると認められて初めてされるものである。したがって、当該文書に職業の秘密が記載されていると認められない場合には、抗告人乙山社の上記主張は前提を欠き失当となる。」とした。

次にY₁は、Y₁文書(2)〔1〕、〔2〕、〔4〕は民訴法二二〇条四号ニ所定の文書に当たたる旨主張した。この点につき控訴裁判所は、「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であつて、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によつて所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法二二〇条四号ニ所定の『専ら文書の所持者の利用に供するため』の文書』に当たる(最高裁判成一一年一月二二日第二小法廷決定・民集五三卷八号一七八七頁参照)」との考えを述べ、この考え方に従つて当該上記書面がそれに該当するかについて検討を行った。

この際、裁判所は民訴法二二三条六項に基づいて、いわゆるインカメラ手続きを採用した。その結果、Y₁文書(2)〔1〕(加盟店管理基準)については、「上記文書は、……上記事情及び上記対応の内容はいずれも一般的なものであり、特に独自性はうかがわれない。」「以上によれば、上記文書に記載された事項が公開されたからといって、被告人乙山社の職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるとはいえないから、同被告人主張の比較衡量をするまでもなく、上記文書は民訴法二二〇条四号ハ所定の文書に当たらない。また、上記文書の開示によつて所持者である被告人乙山社の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認めることはできないから、上記文書は民訴法二二〇条四号ニ所定の文書に当たらない。」とした。

次にY₁文書(2)〔2〕(経済産業省に提出した報告文書)について、「上記文書は、……上記措置の内容について特に独自性はうかがわれない。」「以上によれば、上記文書に記載された事項が公開されたからといって、

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

原告人乙山社の職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるとはいえないから、同原告人主張の比較衡量をするまでもなく、上記文書は民訴法二二〇条四号ハ所定の文書に当たらない。」とした。

続いて、Y₁文書（2）〔4〕（平成一六年要請に基づいて作成された加盟店管理基準）についてであるが、この文書についても同様に記載内容について何ら独自性は見受けられず、民訴法二二〇条四号ハ所定の文書にも同二所定の文書に当たらないとした。

そして、Y₁文書（3）（与信審査に関するマニュアル、社内規定）については、インカメラ手続きをとったことによりその中身を細かく分けて分析を行っている。具体的には、「上記文書は、ア 原告人乙山社が作成している『与信判定結果票』の見方等を記載した文書、イ 原告人乙山社が運用している『自動与信システム』の取扱方法等を記載した文書、ウ 与信審査の手順等を記載した文書、エ 与信の可否を決する取扱基準の一覧表、オ 与信判断に当たって考慮すべき申込人に関する事情等を記載した文書、カ 取扱不適合案件を記載した文書」から成っており、「ア、イの文書には原告人乙山社における申込人の信用情報の記録・利用等の方法等が詳細に記載されていること」、「ウからカまでの文書にはある程度具体的な記載があることなどの事実が認められる。」しかし「ウからカまでの文書の記載内容は確かにある程度具体的ではあるものの、特に独自性がうかがわれるものではない。」とした。

したがって、Y₁文書（3）のうちア、イの文書については、「これが公開されると、原告人乙山社（Y₁…筆者挿入）が申込人の信用情報をどのように記録・利用しているかが明らかとなり、同原告人の業務に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になるものといえるから、同原告人の職業の秘密に当たると解される。」そして「ア、

イの文書に記載された事項は保護に値する秘密に当たるといふべきである。」とした。

最後に、Y₁文書（4）（平成一六年要請に基づいて作成された契約申込意思確認に関するマニュアル、社内規定）についてであるが、これについては「上記文書の記載内容は確かに具体的かつ詳細ではあるものの、特に独自性がうかがわれるものではない。」としてY₁に対して「職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるとはいえないから、同抗告人主張の比較衡量をするまでもなく、上記文書は民訴法二二〇条四号ハ所定の文書に当たらない。」とした。

本決定におけるY₂文書の取り扱いについてであるが、裁判所は、民訴法二二〇条四号ニ所定の文書には当たらないとしてY₂の主張を斥けた。

（3）若干の考察

本件は被抗告人Xが抗告人Y₁に対して、立替払契約に基づく債務不存在の確認を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、既払金の返還等を求めた事案において、その根拠を立証するために抗告人Y₁Y₂にそれぞれ必要文書の提出を求めた事例であり、原審決定では、民訴法二二〇条四号ニ所定の除外文書に該当するかどうかの判断だけが行われ、Xの主張が認められたため、Y₁、Y₂が抗告したものである。本抗告審決定では、同法同条ニだけでなく同ハ所定の除外文書に該当するかまでその検討が広げられた。

また本決定では、同二二三条六項のインカメラ手続きが採用されている。原審決定では採用されなかったために、抗告人であるY₁はY₁文書の（2）から（5）までの全ての提出を課されたが、インカメラ方式の利用により

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

Y₁文書(3)の「与信判定結果票」と「自動与信システム」と題された書面についてはその提出を拒けることができた。

本件に類似した事例として、広島地裁平成二二年(モ)二〇五一号決定(以下、「広島地裁決定」とする。)⁽¹⁾がある。これを紹介したい。この事例は、被告信販会社からの立替払いを利用して、被告らの加盟店からモニター商法⁽²⁾により布団を購入して被害を被ったと主張する原告らが、被告らには立替払委託契約上、加盟店を調査・管理すべき義務があるのにこれを怠ったとして、同契約を解除し、未払金の債務不存在確認等を求めた事件であり、原告らが、立証のために必要な加盟店審査マニュアル等の文書を提出するよう申立てた。この開示申立に対する広島地裁決定では、加盟店審査マニュアルと加盟店に関する調査結果記載文書については、民事訴訟法二二〇条四号ニの自己利用文書に該当し、信販会社が依頼して興信所が作成した販売店の調査報告文書については、民事訴訟法二二〇条四号ハ、一九七条三号の秘密文書に該当するとし、いずれも提出義務はないとして申立てを却下する決定が下された。

3 争われた文書の中身を吟味しないで排除する問題点

広島地裁決定では、福岡高裁決定のようにインカメラ手続きを利用していないため、文書の内容そのものについて裁判所は直接その内容を吟味していない。しかしながら開示が争われている文書の中身を見ることなく、どうして自己利用文書や秘密文書と判断できるのだろうかという疑問が残る。

インカメラ手続きには、「インカメラ手続きにより受訴裁判所が心証形成する危険があること」と「申立人の

手続保障がない」という問題点が挙げられている。⁽³⁾ここで問題にされているのは裁判官の「証拠とすべきでない情報を知ってしまった」ことによる心証形成の懸念についてであるが、この点を重視する必要性はあるのだろうか。むしろ裁判官はこのような判断で心証形成を左右されない訓練を受けた（はずの）専門職なのであるから、訴訟当事者となる国民は裁判官の自由な心証形成にゆだねていると考えることができる。問題はインカメラをおこなった裁判官の心証形成への影響よりはむしろ、真実発見のために他方当事者が知る必要がある文書が、中身について何の吟味もされないまま証拠として提示されないことへの懸念である。次章で後述するようにコモンロー国では裁判官がインカメラ手続きをおこなわないこと自体が問題となっている。

多くの民事訴訟事件における文書提出の問題を検討すると、被告企業側は、文書提出については、ほとんどいったん提出を拒む傾向が強いように思われる。しかし、当事者は、不提出を主張する上で、理由を提示しなければならぬのではないかと思われる。というのも、民事訴訟は本来、訴訟当事者の公平かつ公正な訴訟運営が必要であり、それが伴ってこそ、本来の手続的公正さが貫かれるからである。むやみにすべての提出を拒むことは、むしろ不公正な訴訟進行を促す要因になるであろう。

インカメラ手続きでは、当事者が提出を拒む文書を直接見て、その文書について守秘性があると判断すれば、提出の必要性を回避できるわけだが、この利用が進むことで、より公正な証拠開示と収集が行われ、それゆえ結果的に公正な裁判が行われることになるであろう。

この点、福岡高裁決定は、インカメラ手続きの利用により提出範囲が限定された上で証拠提出の判断がなされているので、その点で評価に値する決定である。⁽⁴⁾

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

- (1) 「信販会社が作成・所持する加盟店審査マニュアル等が自己利用文書ないし秘密文書に該当するとして、文書提出命令の申立てが却下された事例」商事法務一六二七号、五九一六〇頁（二〇〇二年）。
- (2) モニター商法とは、モニターになると商品が安くなる、または、モニター料といった名目で収入を得られるといった勧誘を行う商法のことである。
- (3) 山本和彦・須藤典明・片山英二・伊藤尚編『文書提出命令の理論と実務』六九頁、民事法研究会、二〇一〇年。
- (4) 判例時報二〇七三号、五八頁（二〇一〇年）。

第三章 個人情報の開示とインカメラ手続きの役割

1 日本民事訴訟におけるインカメラ手続きの役割

前章でみた、福岡高裁の決定は、本案訴訟の事実の解明と言う点での開示に対する積極的姿勢とともに、クレジット会社の与信情報のような「私的利用文書」を企業機密として一方的に排除するのではなく、裁判所における「インカメラ手続き」の利用を喚起した点で注目される。そこで本章では、「私的利用文書」の開示におけるインカメラの役割について考察しておきたい。

インカメラ手続きとは、民事訴訟法二二〇条四号イからニの文書提出義務の存否を判断するために、文書の所持者から文書を提示させ、裁判所だけがその文書を閲読するという手続きである。当事者に開示しない文書を裁判所がみることになるので、異例の手続きであるとして無制限に認めるわけにはいかないと学説上の争いも根強くあった。^①

前章でも述べたように、このインカメラ手続きの問題点として挙げられているのは、①インカメラ手続きによつ

受訴裁判所が予断を含む心証形成する危険があること、②申立人の手続保障がないことである。まず①の懸念とは、インカメラ手続きの結果、文書提出義務はないとの判断が下されても、その文書の記載内容から受訴裁判所は心証を得てしまうのではないかということである。同様にインカメラ手続きの結果、証拠調べの必要性がないとの判断が下されても、文書提出義務があるかないかを判断するために文書を見たのだから文書提出命令の申立てを却下することはできないように思われるが、だからといって文書提出命令を認めるのもおかしいことになる。^②

このような問題を回避するために、高橋教授や三木教授はインカメラ手続きを行う裁判官と受訴裁判所の裁判官を分けるべきだとの見解を示している。この点、確かに両者を分けることができれば、問題解決になるが、現状の裁判官一人当たりの事件処理件数を考えると、他の事件の処理時間が延び、訴訟進行の遅延につながる事が懸念され、またそのような時間的問題を考慮したうえで、インカメラ手続きの利用を減少させてしまうという事態にもつながりかねない。

次に②の問題点についてであるが、この当事者の手続保障の問題というのは、インカメラ手続きの運用は裁判所の裁量に任せられ、当事者に関与する機会が設けられていないという指摘である。^③インカメラ手続きの審理に對席できず、問題文書の閲読も許されないため、申立人に対する手続保障が欠けているとの主張である。さらに審理の結果、文書に提出義務の除外事由が認められ、申立てが却下された場合、申立人はどのような記載内容があったために除外事由があると判断されたのかは分からないので、即時抗告の理由の書きようがないとの指摘もなされている。^④

民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

インカメラ手続きは、条文上「必要があると認めるとき」に利用することができ、その判断は裁判所の裁量であると考えられるが、インカメラ手続きの利用は、他の手段では目的を達成できない場合に限るとの考えに對して、三木教授などからは、条文に基づく必要性要件のほかに別の要件を立てるものであり、裁判所の手續裁量を否定することになるとの批判がなされている。⁽⁵⁾

またインカメラ手續期の運用に関して、文書所持者以外の当事者の不信感を生まないように、インカメラ手續きは、口頭弁論期日に行い、文書はその場で閲読すべきだとも考えもある⁽⁶⁾。他方、条文上、文書を提示させ、のちに裁判官だけで閲読し、文書の手持者さえ立ち会わせないこともできるし、また逆に文書の手持者の立会いも可能だと考えられる。文書の手持者が立ち会うことができるとなると、所持者はただ何も言わず、また文書の説明も行わないとは考えにくいので、所持者が除外事由の該当性や文書提出義務の不存在とその範囲を一方的に主張できることとなり、この点、伊藤眞教授は不公平・不公正な手續きではないかとの疑問を呈している⁽⁷⁾。この点を回避するために、守秘義務のある当事者の代理人の立会いを認めるべきではないかとの意見が奥教授や伊藤眞教授からなされている⁽⁸⁾。また、インカメラ手續きは当事者の対等性を害する裁判所依存の手續であるとの意見も出されており、インカメラ手續きの柔軟な取り扱いには、まだまだ困難な道りがあるように思われる⁽¹⁰⁾。

以上のように、日本の民事訴訟手續きにおけるインカメラ手續きには、依然、確立していない論点や学説上の問題点があるが、この点について、アメリカのインカメラ手續きの運用について検討しておくことは有用である⁽¹¹⁾と思われる。

2 アメリカのディスカバリー手続きにおけるインカメラ手続きの役割

アメリカでは、ディスカバリー手続きにおいて守秘義務が主張された情報をインカメラ手続きで検討できるかどうかの問題については、政府の行政文書が国家秘密に属するとして開示拒否された場合に、その開示をめぐつて争われた事案を中心として少なからず知られている。たとえば、B-29戦闘爆撃機の墜落に関する不法行為訴訟におけるディスカバリー要請に対し、国家機密を理由にCIAや関係軍事局の情報開示が拒否され、インカメラ手続きが争われた事例や、ニクソン大統領のウォーターゲート刑事事件への関与についてホワイトハウスの執務室での会話録音テープの提出が問題となった事案⁽¹³⁾が知られている。いずれの事案においても、裁判官によりインカメラ手続きの重要性について検討されたことで知られる。

連邦最高裁は、これら二つの先例が、公的文書に関する特権による開示拒否に対してインカメラ手続きが持つ重要な役割を再度確認している。これらの最高裁判決が具体的な民事紛争における企業機密やプライバシーを理由とする訴訟関連文書の開示拒否の主張におけるインカメラ手続きの役割に影響を与えている⁽¹⁴⁾といわれている。この点で引用される機会の多い、ケリー事件⁽¹⁵⁾について紹介しておきたい。

本件は、カルフォルニア州の矯正局に対して、その服役者が、州矯正局が有する服役者自身に関する情報の開示を求めた事案である。連邦地裁が、服役者の個人情報の開示要求を認めため、州当局が、連邦地裁を相手取ってその差止めと開示を拒否する職務執行令状⁽¹⁶⁾を求めた。第九巡回区連邦控訴裁判所もその申立てを拒んだため、サーシオレイライが認められ連邦最高裁に上告された。連邦最高裁は、職務執行令状の発給を求めることは不適切であるとしてこれを拒否し、また主張されている政府の公務を理由とする特権の主張にもとづく非開示文書に

ついては、当該資料のインカメラ手続きの要請を求めることができるとした。⁽¹⁷⁾ 最高裁は、インカメラ手続きがこのような特権についての争いを審査する場合の適切な手段であるとして、次のように述べた。「問題となつて特定の文書の性質に依じて、文書についてのインカメラ手続きが比較的成本がかからず、また明確に価値がある方法であると言ふことができ、それによつて上告人の関連性の欠如と特権の主張と、被上告人の文書に対する必要性との間のバランスを取ることができるようになる。」⁽¹⁸⁾ さらに、「実際に最高裁は、これまで政府の特権の請求を取扱う際に、インカメラ手続きがたいへん適切で役立つ手段であるということは長期にわたつて述べてきたところである。」⁽¹⁹⁾ としてその有用性を支持している。

この点、国家機密以外の一般の民事訴訟においても、インカメラ手続きの重要性が認識されている。たとえば、ディスカバリーにおいて、事実審裁判官が、被告に対して機密と主張されている情報を原告に手渡すよう命令する前に、インカメラ文書の閲覧を行わなかったことについてディスカバリーについての自由裁量権を濫用したとする上訴審での決定事案がある。⁽²⁰⁾ この事案は、胆のう手術が施されている間の過失が主張されているレイモンド・ライアン医師に対する医療過誤訴訟において、原告は、医師の証言録取中に、医師がいままで行つたすべての手術を記録している電子データベースを有するということを知つた。とりわけ、このうちの外科医的データベースは、手術のタイプを複雑さに依じて記載しているものであつた。原告は、その記録の開示を求めたのであるが、被告の弁護士は、データベースのコピーを提供することを拒んだ。原告からの開示申立てに対して、事実審裁判官は、被告弁護士からのインカメラ手続きの要請を断つて、原告に全データベースを譲り渡すよう命令した。それだけでなく、裁判官によるインカメラ手続きを繰り返す求める被告弁護士に対し法廷侮辱によつて罰金を課し

た。被告は事実審裁判官の決定に対し即時抗告した。⁽²¹⁾ 上訴裁判所は、事実審裁判官の決定を一部破棄し、次のように述べた。「事実審裁判所が当該情報の提出を命じる前にデータベース・コンテンツについてのインカメラ手続きを行わなかった点にその裁量を逸脱していたとの被告弁護士主張を支持する。事実審裁判所はデイスカバリ制度の一部または全部を監督することができ、この権限は、考えられるあらゆる関連性 (relevance) を決定するためにインカメラで資料を検討するための権限を含む。ここで、事実審裁判所は問題となった資料の関連性を決定するために直接の検査を行う特権 (prerogative) を有していた。」⁽²²⁾

控訴裁はさらに、「事実審裁判所が、資料を調べることなく開示したので、被告は資料があらゆる目的のために関連性があったかなかったかの判断をしてもらえず、また、無関係とされた場合には開示から保護されていたという点について不当に制限された。……事実審裁判所は当該文書について検査を行ったあと、その中に含まれる情報、あるいはその一部がデイスカバリ目的のための関連性があると判断したのであれば、今度は当該情報の関連性の理由を述べるべきである。」とした。⁽²³⁾

「したがって、事実審裁判所が、情報が関連性を有すると適切に判断した場合であっても、被告の非開示請求が根拠を有するかどうかについて決定するためにインカメラで文書を調査すべきであった。……そういう事情で、事実審裁判所は被告の非開示申立てを再考するのを否定する前に、請求された文書のインカメラ検査を行わなかった点にその裁量の逸脱があった。したがって、当裁判所は、事実審裁判所の原告の開示申立てを容認した決定を破棄し、インカメラで当該データベースの内容を調べることが指示し、差戻す。」とした。⁽²⁴⁾

このように、アメリカでは、民事訴訟における民事訴訟における文書提出に際して、法的に認められた特権や、企業機密あるい

はプライバシーの保護を根拠として非開示の主張がなされ、それに対して相手方が、そのような主張の適法性や妥当性についての判断を裁判所に求め、裁判所が、インカメラ手続きにおいてそのような資料の審査を行うことは、むしろ訴訟における公正さを担保する適正な手続きとして認識されていることが見て取れるのである。

- (1) 山本和彦・須藤典明・片山英二・伊藤尚編『文書提出命令の理論と実務』六九頁、民事法研究会、二〇一〇年。
- (2) 同掲、七〇頁。
- (3) 同掲、七一頁。
- (4) 同掲、同頁。
- (5) 三木浩一「文書提出命令の申立ておよび審理手続」(竹下守夫ほか編・講座新民事訴訟法Ⅱ) 八〇頁、一九九八年。
- (6) 奥博司「文書提出命令⑤——インカメラ手続」(三宅省三ほか編・新民事訴訟法大系第三卷) 二二二頁、一九九七年。
- (7) 伊藤眞「イン・カメラ手続の光と影」(新堂幸司先生古稀祝賀・民事訴訟法理論の新たな構築(下)) 二〇六頁、二〇〇一年。
- (8) 前掲注(6) 二二二頁、前掲注(7) 一九一頁等。
- (9) 前掲注(1) 七四頁。
- (10) まず近年、日本では、民事裁判の現状を踏まえ、日本弁護士連合会を中心にその改革についての検討がなされている。なかでも証拠収集手続きの改革については最優先課題とされており、その拡充は必須とされている。新民事訴訟法が施行された一九九八年に比べ、二〇〇九年で一般民事事件数は減少傾向にあり、平均審理期間も短縮傾向にある。一方で人証調べや検証は減少し、控訴審での取消率は依然として高いままであり、裁判の適正さに問題がある。

民事訴訟利用者のアンケート結果から、八割近くの利用者から時間と費用がかかるとの回答があり、その満足度は低い。そこで、日本弁護士連合会は民事裁判の運用の問題を解決するために課題を提言し、中間試案を提出した。なかでも証拠収集手続の拡充については、文書提出命令の改正、当事者照会制度の改正、陳述録取制度の創設の三点について改正案が提言されている。

まず第一は、文書提出命令の改正であり、「民法三二〇条四号二の自己使用文書についての除外規定と三二〇条四号ホの刑事関係文書についての除外規定を削除する。」としている。このうち自己使用文書については、最高裁判成一一年一月二日決定によって、①文書の作成目的、経緯等の事情から判断して、専ら内部の利用に供する目的で作成され、②開示されると団体の意思形成が阻害されるなど、所待者側に看過しがたい不利益発生のおそれがある場合には、③特段の事情がない限り法三二〇条四号二の文書に該当する、と基準が定められた。その後、この基準を踏襲する最高裁決定が出ており、口弁連は、最高裁が内部文書性を限定的にとらえ、判例により三二〇条四号二は改正されてきているととらえている。また、日弁連は、中間試案において、個人のプライバシーに係わる文書には一定の範囲で保護するとしたが、団体の意思形成を阻害するおそれを理由とする除外は一律に認めていない。そして、第三者への提示を予定していない文書は、意思決定過程において様々な意見が記載されている上、団体内部の特有の表現が使われているなど、第三者からの誤解を招きやすい等の問題があり、証拠としての重要性の程度にかかわらず、内部文書のすべてが文書提出命令の対象となると、文書の作成・保存に萎縮的になることも考えられると言っている。続いて、「弁護士―依頼人との協議文書の除外を三二〇条四号に導入すること。」が提案されている。弁護士の所持する場合、三二〇条四号ハによりその文書の提出は除外されているが、さらに弁護士が所持しない文書でも、協議したものであれば提出を除外するものである。この点については、規定自体への疑問視や、弁護士だけでなく一九七条で列挙された職業すべてを除外対象とするべきだとの意見が出ている。

第三に、秘密保持命令制度を新設し、営業機密や個人のプライバシーの保護に努めること、つまり営業機密や個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書について文書提出が命じられた場合に関して秘密保持命令制度の創設を提
民事訴訟における信販会社の与信情報の取扱いとその開示について

言している。この点については自ら提出した文書や任意に提出した文書についても秘密保持を申し立てることができようようにすべきなどの意見が出ている。

筆者は、「原則、当該訴訟に関係する証拠は全開示とすること」が現在の日本の民事訴訟における証拠収集には、必要かつ重要であると考える。まず民事訴訟法二二〇条四号は、証拠として提出するものについての除外規定であるが、現状の条文のように除外されるものが列挙されることで、「この四号に当てはまる理屈があれば文書を提出しなくつよい」のだからと、日弁連案ではより文書提出に消極的になるのではないかと考える。したがって、筆者としては、民法二二〇条四号は全部廃止し、当該訴訟に関係する文書等は全開示、非開示になる場合として弁護士依頼人間秘匿特権だけを設け、その他に非開示を求める場合は秘密保持命令を裁判所に請求し、インカメラ手続きを通して非開示にすべきを検討するというシンプルなものの方がよいと思う。根拠条文がシンプルであれば、裁判の早期解決やそれに伴う費用負担も軽減され、利用者の満足度も上がるのではないだろうか。

(11) アメリカのインカメラ手続きについては、ハワイ州の運用についてまとめていることになっているため、今回は詳しく取り上げないが、アメリカではインカメラ手続きが盛んに行われている訳で、その点について、日本のインカメラ手続きとの差異を解明し、一定の改善案を提示したいと考えている。

(12) United States v. Reynolds, 345 U.S. 1 (1953), See Recent Case, *Administrative Law-Freedom of Information Act-File Classified "Top Secret" is within National Security Exemption from the Act is not Obtainable Unless the Classification is Arbitrary and Unreasonable*, 83 HARV. L. REV. 928 (1970).

(13) United States v. Nixon, 418 U.S. 683 (1974).

(14) See for example, Laura K. Donohue, *The Shadow of State Secrets*, 159 U. PA. L. REV. 77, (2009), and Clifford S. Fishman, *Defense Access to a Prosecution Witness's Psychotherapy or Counseling Records*, 86 OR. L. REV. 1 (2007).

(15) Kerr v. United States District Court, 426 U.S. 394 (1976).

- (16) 職務執行令状とは、法律上ある公的職務を行う義務を負っている者がその職務を行わないときに、その履行を命じる令状のことである。参照、田中英夫『英米法辞典』。
- (17) *Id.* at 394-95.
- (18) *Id.* at 405.
- (19) *Id.* at 406.
- (20) *Youle v. Ryan*, 811 N. E. 2d 1281, 349 Ill. App. 3d 377 (2004).
- (21) *Id.* at 1283-84.
- (22) *Id.* at 1284.
- (23) *Id.* at 1285-86.
- (24) *Id.* at 1286.

おわりに

本稿は、消費者契約の中でも、信販会社との間で取り交わす立替払い契約に注目し、その際、信販会社によっておこなわれる与信情報の民事法上の問題とその開示をめぐる問題を取り上げた。第一章では、信販制度と過剰与信についての具体的事例を挙げ、適切な与信が行われなかったことが公序良俗違反に当たるとの主張と裁判所の判断について一定の見解をまとめた。つぎに第二章では、第一章で述べた与信情報の開示について、具体的事例を用いて、開示の可否と方法について検討し、インカメラ手続きの有用性について述べた。この福岡高裁決定事件では、文書提出命令につき、原審ではインカメラ手続きを用いなかったのであるが、抗告審である福岡高裁

ではインカメラ手続きを用いたため、被告人が最終的に提出せざるを得ないと判断された文書が限定されることとなった。そこで第三章では、個人情報の開示についてのインカメラ手続きの役割について日本とアメリカで比較し、検討をおこなった。

第二章で取り上げた事例では、先ほど述べたように、抗告審で用いられたインカメラ手続きが原審では利用されなかった。本来ならば地裁裁判官がインカメラ手続きを利用すべきであったが、このように抗告審で用いる方法は、合理性があるかもしれない。というのも、本稿でも述べたようにインカメラ手続きの問題とされている一つの理由には、受訴裁判官の心証形成への影響の問題が挙げられているからである。抗告審では文書提出義務についての抗告審であるので、受訴裁判所の心証形成に支障をきたすことがなく、インカメラ手続きの懸念が回避されると考えられるからである。

とはいっても、このような回りくどい方法でインカメラ手続きに対する問題を回避しなくとも、インカメラ手続きの有用性に着目すれば、より効率的な方法として第一審段階でインカメラ手続きを取り扱うべきであろう。その点で、参考になるのがアメリカ民事訴訟におけるインカメラ手続きの役割である。本稿ではアメリカのインカメラ手続きについては詳しく紹介することができなかったが、機会をみてアメリカ合衆国におけるインカメラ手続きの有用性については、今後の課題として別途論じる機会を考えたい。

また、日本の文書提出命令とインカメラ手続きの関連性についてもより詳しく検討する必要があると考える。筆者が考えるように、民訴法二二〇条四号は全部廃止し、当該訴訟に関係する文書等は全開示、非開示になる場合として弁護士―依頼人間秘匿特権だけを設け、その他に非開示を求める場合は秘密保持命令を裁判所に請求し、

インカメラ手続きを通して非開示にすべきか検討するとう手続き方法を採用すれば、インカメラ手続きが当事者の対等性を害する裁判所依存の⁽¹⁾手続きではなくなるのではないかと思われる。

日本のインカメラ手続きについては、実務上あまり知られてもいないし、利用もされていない手続きであり、現実の運用事例についての資料は乏しい。この点についても、今後の研究課題としたい。

(1) 山本和彦・須藤典明・片山英二・伊藤尚編『文書提出命令の理論と実務』七四頁、民事法研究会、二〇一〇年。

なお本稿の研究成果は、財団法人全国銀行学術研究振興財団の研究助成によるものである。

On the Managing of Credit Information of the Consumer
Credit Company and Disclosure in the Civil Lawsuit
—Focusing on the Fukuoka High Court Ruling
dated October 21, 2009

Harumi TAKEBE

It becomes quite common nowadays for the people to have the credit cards issued and purchase goods without using cash in the daily life. In that sense the credit card is substitute for the cash.

However, it is another fact that, for being issued a credit card, the personal information of the card applicants is carefully investigated and examined by the credit company whether an applicant (consumer) is eligible to be an owner of a credit card or is of the sufficient financial back ground to make a payment or not. This screening effort of the credit company is called as the “credit administration” and it is carried by the individual company based upon company’s own policy and method. There is thus no standard guideline on the “credit administration.”

Recently, the “credit administration” is made excessively over the consumer’s credit line. As a result of it, the consumer becomes insolvency or is enforced to be driven in bankruptcy because of purchasing a large amount of goods beyond one’s ability to balance by the credit card. Therefore it becomes an issue whether the credit administration of the credit company is made properly or not. Especially it is essential and will raise legal responsibility for the credit company to have adequately monitored the clients credit ability in the middle of contracted period, simply to have overlooked or intentionally to let it past.

In the cases brought by the consumers who alleged that because of excess administration of the credit administration beyond credit line by the credit company and suffered with solvency or bankruptcy, it became the issue whether individual credit administration information obtained by the credit

company can be disclosed for the evidence of “excessive credit administration” or not is seriously discussed in the district courts and appellate courts. The credit company argued that the credit information of the credit administration belongs totally to the “trade secret” and falls in the item of non-disclosure of the Article 220 (*ha*) of the Civil Procedure Law in Japan and thus cannot be produced. On the other hand, the consumers offered a counter argument that the information that the plaintiff asked to disclose is not for the private use and nor the privacy of someone else and thus should be disclosed. The disclosure of the information is essential especially in the case that the personal or insolvency or bankruptcy shall be caused as a result of the credit company that made surplus credit beyond the ability to pay of the third party. If the disclosure is refused by the court, it will not possible for the plaintiff to pursue the legal responsibility of the credit company.

Therefore in this article, I would like to focus upon the issue of disclosure of the credit administration of the credit information and analyze the cases that the plaintiff demanded the disclosure her own credit information. Especially I would like to discuss the issues in the context of examining the Court Order to Submit Documents in the Civil Procedure Law. In addition I would like to emphasize a focus on the role of the court’s use of “in-camera” procedure to check and balance the disclosure of the disputed credit information. I will introduce the comparative analysis on the matter with U.S. situation.

The contents and structure I discuss in this article are as follows:

Introduction

I On the Consumer Credit System and Excess Administration of Credit Line: Analysis of the Case Rulings

1 Matter in Dispute

2 Cases on the Excess Administration of Credit Line

- (1) On the Decision to Nullify the Sales Agreement as Excess of Sales of *Kimono* against Public Policy and Good Morale: Osaka District Court Decision on the Claim for Damages Case dated on January 20, 2008, *Heisei 18 nen (wa) 1633*

(2) On the Decision to Nullify the Sales Agreement as Excess of Sales of *Kimono* against Public Policy and Good Morale: Takamatsu High Court Decision dated on January 29, 2008, *Heisei 19 nen (ne)* 110

(3) Analysis Above Two Cases

II On the Disclosure of Consumer Credit Information in Civil Lawsuit

1 On the Case of the District Court Order to Submit Documents in the Civil Lawsuit over the Excess Administration of Consumer Credit Line: Fukuoka High Court Ruling dated on October 23, 2009, *Heisei 21 nen (ra)* 273

2 On the Controversial Issue to Exclude Evidence without Court's Examining the Contents of Disputed Documents

III Disclosure of Personal Data and the Role of "In-Camera Procedure"

1 Role of "In-Camera Procedure" in the Japanese Civil Lawsuits

2 Role of "In-Camera Procedure" in the U. S.

Conclusion